

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市職員の文章スキルが低すぎる2	<p>11月7日の土木部総務交通室の回答は、市職員の文章スキル、さらには論理力の低さを証明するものです。</p> <p>>「吹田市自転車等の放置防止に関する条例」施行当初は分類がされており、一般的に理解されやすい</p> <p>この文章は、以下のどちらの意味か不明です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例に書かれていた言葉だから、市民は条例を読んで知っている 2. 条例には理解されやすい言葉が使われるから「ミニバイク」も理解されやすい言葉である <p>根拠が十分に説明されていないため、複数の意味にとれます。このような文章はビジネス文書として不適切です。</p> <p>仮に1だとした場合、以下の理由によりその理屈は成立しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民がすべての条例文を読み、把握しているわけがありません ・吹田市内にいるのは吹田市民だけではありません(他市の市民は吹田市の条例を把握していないで当然) ・現在の条例に「ミニバイク」という言葉はありません <p>仮に2だとした場合、以下の理由によりその理屈は成立しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例にある言葉だから理解されやすいことにはなりません。法律の文章はわかりにくいとは、一般的にいわれていることです ・条例に不適切な言葉が使用されることがあります <p>>条例対象外のバイクが駐車可能であるという趣旨ではございません</p> <p>・市の掲示文からは「条例対象外のものも含めて停められない」とは読み取れません</p> <p>・市民は掲示文に書いてないことを読み取れる超能力者ではありません</p> <p>・警察が取り締まるなら、なおさら「オートバイ」など包括的な表現を用いるべきです</p> <p>いずれの回答も、「バイク」か「オートバイ」もしくは「二輪車」と書かずに「ミニバイク」と書いた理由になっていません。</p> <p>ビジネス文書は、相手に誤解なく意図が伝わることが重要です。「書いてないここまで読み取って欲しい」というのは、自分の表現の不備を棚に上げた、読み手に対する甘えです。</p> <p>これはビジネスの初步であり、多くのビジネス書に書いてあることです。平均年収606.5万円の社会人がそれを知らないのはあまりに恥ずかしいことです。</p>	<p>平素は本市行政に御協力いただきまことにありがとうございます。「市職員の文章レベルが低すぎる2」につきまして頂きましたご意見を真摯に受け止め、今後の放置自転車等対策業務に活かしていきたいと思います。</p> <p>この度は貴重なご意見を頂きまことにありがとうございます。</p>	総務交通室	R7.11.10	R7.11.21

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
北千里駐輪場について	<p>・翌日以降の出張に向けて旅立つため、11日夜(駐輪場管理人不在時間)に自転車を停め、13日夜(駐輪場管理人不在時間)に出張から帰つくると、無断駐輪とされ係留されていた。管理人不在のときに駐輪場を使うためにはどうしたらいいのか。</p> <p>・係員を常駐させるのは現実的でない。しかしながらライフスタイルの関係で管理人滞在時に使用できない人もいることから、箕面萱野駐輪場のようなゲート管理の導入を検討していただきたいです。</p>	<p>現地より留置きのルールについて聞き取りを行い確認いたしました。阪急北千里北自転車駐車場については、1日目は鍵をせず、2日目以降になると鍵をかける対応のようでした。場内掲示のとおり2日以上となる場合は、申し出て頂きますようよろしくお願ひいたします。事前に電話で結構ですので管理人までお知らせください。連絡なく10日以上駐車されますと移送対象となりますのでお気を付けください。</p> <p>また、自動化についてですが、市内自転車駐車場につきましては順次自動化されており、現在一時利用が手売りされている自転車駐車場は32施設中5施設です。北千里につきましては、構造上の問題でゲート化が難しい施設となっております。どのような形で自動化を行うか今後検討してまいります。</p> <p>阪急北千里駅前北自転車駐車場 連絡先 06-6835-2627</p>	総務交通室	R7.11.14	R7.11.20
C92-11月の令和7年「自転車マナーアップ強化月間」の実施について周知が必要。	<p>標題について、大阪府が10月2日にHPに掲出されていますが、吹田市HPの新着情報には掲出されていません。令和8年4月より自転車の交通違反に反則金が科されることから市民への周知が必要だと思います。他市では、10月に周知されています。 ⇒添付画像。C92-令和7年「自転車マナーアップ強化月間」のポスター</p> <p>・市では、昨年10月25日に市HPに「自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されます(令和6年11月1日施行)」を掲出され、1年が経過しましたが、現状の市民のルール・マナーの遵守については、法の施行まで残り5か月では困難かと思われます。</p> <p>・大阪府交通対策協議会の強化月間の重点は「自転車の交通ルール遵守の徹底。自転車のヘルメット着用の推進。放置自転車の追放」の3項目。</p> <p>・大阪府交通対策協議会の強化月間の進め方(抜粋)「市(区)町村を中心として、地域住民と一緒に交通安全運動を展開する。」 ⇒添付画像。C92-「自転車マナーアップ強化月間」の進め方</p> <p>・新聞・ネットのニュースでは、先週から多くの報道がされています。大阪では昨年、自転車の死亡事故が34件発生し、2年連続全国ワーストとなった。 ⇒添付画像。C92-車で違反しなくても…自転車の違反で車の免停347件。大阪で激増。サンケイ新聞10月31日</p> <p>[要望]:市HPの「防犯・交通安全のサイト」。吹田警察署のリンク先の貼り付けがあれば、市民には便利と思います。</p> <p>⇒添付画像。C92-「防犯・交通安全のサイト」。吹田警察署のリンクを※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>平素より、本市行政に御理解と御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。</p> <p>本市のホームページに警察署のホームページのリンクを貼付けるには、関係各所との協議等が必要になるため、即時での対応はいたしかねます。</p> <p>しかし、ご要望いただいた内容は、市民にとって便利であることは理解しておりますので、関係各所に働きかけてまいります。</p> <p>また、大阪府警のホームページでは交通安全等についてより多くの情報を得ることができますので、そちらをご参照ください。</p> <p>以上、御理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	総務交通室	R7.11.4	R7.11.18

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C88-2。「出口町1号線ほか道路改良工事」の自治会・市民への周知について	<p>標題について、工事が始まっていますが、植樹枠の中に設置されたいた“横断歩道の規制標識”が2か所撤去されています。前方の車に追随している場合は、横断歩道の視認性が低下します。</p> <p>⇒添付画像。C88-2.横断歩道標識撤去</p> <p>⇒添付画像。C88-2.通学遠足などの横断。</p> <p>1)通勤・通学・買い物などで通行される方がおられますか、吹田警察署との事前協議は、いつされましたでしょうか？。仮撤去の期間中の措置、復元工事の時期・方法などの協議はどのようになっていますか？。工事業者の方には、どのような指示をされましたか？。</p> <p>⇒個人的には、横断歩道の標識の撤去時期をこんなに早くせずに、植樹枠の解体時に合わせてされたら、標識の無い期間が短くて済みます。もし可能であれば、標識の仮移設を先行されれば良かった。</p> <p>2)学校・父兄、自治会への周知は、できているのでしょうか？。</p> <p>※安心安全の街づくり宣言の担当部署の危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※市議会の建設環境常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※市議会の健康福祉常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>平素は、市政発展のためにご協力いただき、厚くお礼申し上げます。令和7年10月30日に「市政に対するご意見・ご要望」でいただきました問い合わせについて、以下のとおり回答いたします。</p> <p>令和7年9月に工事全般及び標識移設後の位置や構造について、吹田警察と協議を行っています。道路交通法第80条の規定に基づいた協議で示された施工条件や指示を遵守し工事を行っています。</p> <p>現場の状況を確認し、撤去した標識について移設完了までの間、仮設置するよう指示し、11月5日に仮設置が完了しています。また、仮設置期間を短縮できるよう、工程計画の再検討を行います。</p> <p>以上、御理解のほど、よろしくお願ひいたします。</p>	道路室	R7.10.30	R7.11.11

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C88-3。「出口町1号線ほか道路改良工事」の自治会・市民への周知について	<p>1)標題について、工事が始まっていますが、地域住民・学校・保育・幼稚園・父兄・自治会への周知は、出来ているのでしょうか?。また車道を通られる車の運転手への工事に伴う片側交互通行の期間について周知が必要と思います。</p> <p>・工事延長が400m余り有り、周辺住民の生活圏は、西向き(阪急豊津駅・スーパーイフ)と東向き(JR吹田駅北口・スーパーOASIS)の2方向に分かれていますが、工事の看板は西端に設置で東側には有りません。</p> <p>・工事概要図は、山手地区公民館の掲示板に掲示されていますが、道路向かいにあり、車道2車線の横断になります。自治会の回覧も無く、東向きの生活圏の住民の方は口コミでの情報収集になります。</p> <p>⇒添付画像。C88-3.公民館の掲示板 ⇒添付画像。C88-3.山手小学校の郊外学習 ⇒添付画像。C88-3.片山保育園の駐輪状況</p> <p>2)車道を通られる運転手の方の中には、「何の工事?、交互通行はいつまで?」…と思っておられるかも…。工事中の看板の設置場所は、横断歩道の停止線の少し横に設置。⇒「朝の通勤時間帯は学童の横断や急いでいるので見てられへん」の状況。</p> <p>⇒添付画像。C88-3(右下)。水道の工事予告看板のように設置されませんでしょうか?。</p> <p>3)今回の工事で、ガードマンの歩道への配置で市民の安全確保が必要。他に吹田市道路室が発注の過去の工事で、ガードマンが不在・不足の現場が有り常態化。10月27日投稿のC88-1でもガードマンの配置について2か所有り。</p> <p>⇒添付画像。C88-3.ガードマンの歩道への配置が必要。他、ガードマン不在・不足。計4か所</p> <p>・道路室は、残りの工事区間について施工業者に、吹田警察署に申請の道路使用許可申請書に添付の交通整理図に記載のガードマン配置図のとおりの施工指示を願います。</p>	<p>(1)工事の周知について 10月27日にお問い合わせいただき、11月5日に回答した内容どおり、本工事の発注前と着手前に周辺自治会に説明しております。</p> <p>(2)工事予告看板について 近隣の方々に広く周知がなされるよう工事区間の東端及びくすのき遊園前の2箇所に工事看板を設置しておりますが、今回のご意見を受け、西端、東端付近に工事予告看板を追加設置いたします。</p> <p>(3)交通誘導員の配置について 交通誘導員は、吹田警察署と道路交通法第80条の規定に基づいた協議を行い、許可を得て配置しています。今後も通行者の安全確保を損なわないよう道路使用許可条件を遵守し工事を継続して参ります。</p> <p>(4)視覚障がい者への配慮について 植栽帯の撤去前に先行して点字シートの貼り付けを行うことや、植栽帯撤去後、横断防止柵を設置するまでの期間はカラーコーンによる歩道分離措置を行うよう工事工程を見直し、歩道の鉄製ポールについては、視覚障がい者の通行に配慮して、点字シートの設置に合わせて撤去するよういたします。</p> <p>以上、御理解のほど、よろしくお願ひいたします。</p>	道路室	R7.11.5	R7.11.11

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>4)視覚障がいの方は、介助者がいない時には、植樹枠の縁に白杖の先を当て、“コンコン”という音で歩道の端の位置を認識して歩行されています。(除く弱視の方) ⇒添付画像。C88-3.視覚障がい者と介助者の有無 ・植樹枠が除却されると、頼りにしていた白杖の先を当て、“コンコン”という音での認識が出来ずに困られると思います。 ・私が過去に時々見かけていた視覚障がいの方が進路誤りをされ、声掛けでいつもの進路へ…。カーブしている道路や途中で車・自転車や人などイレギュラーが生じると、位置・方向感覚に迷いが生じていう。 ⇒添付画像。C88-3.視覚障がい者-進路誤りで声掛け 5)歩道の真ん中にバイクの侵入防止の鉄ポールの撤去は、点字タイルを施設されるまで撤去されない方が良さそう。白杖の先の“カンカン”という音で、位置の認識が出来ます。 ※福祉部 障がい福祉室ならびに“安心安全まちづくり”の主管部の危機管理室に供覧を願います。 ※市議会の健康福祉常任委員長に供覧を願います。 ※市議会の建設環境常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市職員の文章スキルが低すぎる	<p>以前、「不親切な案内が多い」の題で、市の案内に不親切なものが目立つと、文章がおかしい掲示物を複数指摘しましたが、まだおかしい掲示物があったため、ご報告します。</p> <p>千里北公園の周囲などに掲示されている 「自転車・ミニバイク放置禁止区域 この周辺に自転車・ミニバイクを置くと撤去します！」 という掲示物です。</p> <p>●問題：「ミニバイク」という分類はない 「ミニバイク」は正式な分類名ではありません。 免許でのバイクの分類は「原付」「小型限定」「普通二輪」「大型二輪」です。 「ミニバイク」が何を指すのか不明瞭です。</p> <p>●問題：ミニバイク以外は停めて良いと読める 「ミニバイク」が何を指すのかはともかく、現在の文章だとミニバイク以外のバイクは停めても良いことになります。ミニバイクを「原付と小型限定」と解釈すれば、普通二輪と大型二輪は停めても良くなります。</p> <p>「ミニバイク」に限定する必要はなく、「バイク」か「オートバイ」もしくは「二輪車」と書けばいい話です。</p> <p>【質問】 前回の指摘を合わせると、文章のおかしい掲示物があまりに多すぎます。 吹田市役所の平均年収は606.5万円です。それだけの給与をもらっているながらこんな簡単な文章も書けないのは社会人として論外です。なぜここまで文章スキルが低いのか、今後どう改善していくのか、ご説明ください。</p>	<p>平素は本市行政に御協力いただきまことにありがとうございます。「市職員の文章スキルが低すぎる」のご意見につきまして次のとおり回答いたします。</p> <p>御指摘のとおり現在「ミニバイク」との分類はございませんが「吹田市自転車等の放置防止に関する条例」施行当初は分類がされており、一般的に理解されやすいとの判断で現在も使用しております。</p> <p>また道路交通法で規制されている区域については、どのバイクでも駐車禁止規制に基づき警察によって取り締まりが行われますが、その中でも上記条例により自転車等を吹田市が撤去することを知らしめるための掲示であり、条例対象外のバイクが駐車可能であるという趣旨ではございません。</p> <p>以上御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>	総務交通室	R7.10.24	R7.11.7

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C88-1。「出口町1号線ほか道路改良工事」の自治会・市民への周知について	<p>標題について、工事延長が400m余り有り、この糸田川の暗渠・歩道の植樹枠の除却により、歩道の幅員を広げる工事が先週から始まりましたが、自治会の回覧板での周知は有りません。</p> <p>1)この歩道は、通勤・通学・通園(3園)・近隣のスーパーへの買い物など周辺住民の利用者が多いです。吹田市は、出口町・片山町・山手町の自治会に工事概要(植樹マスの除却)・工事工程・工事方法・通行人の安全確保などについて事前協議はされましたのでしょうか？。</p> <p>⇒添付画像。C88-1。道路工事中の看板。工事期間:令和7年8月18日～令和8年2月27日</p> <p>⇒工事開始が、8月18日～の記載が有りますが、実際は10月20日頃から始まり、約2か月の遅れ。自治会には、どのように説明をされていますか？。</p> <p>・工事概要図については、出口町の住民から「山手地区の公民館の掲示板に貼ってあります」を聞いて初めて知りました。公民館は工事個所の道路の反対側に有り、通行人の目には触れにくいです。</p> <p>2)歩道の真ん中にバイクの侵入防止のためのポール(約10本)が立っていますが、撤去されるのでしょうか？。撤去されるに当たって、自治会長の了解を得ておられますか？。</p> <p>・3年ほど前に、ポールの撤去を道路室にお願いをしましたが、「自治会長の承諾が必要」と言われ、断念しました。</p> <p>⇒添付画像。C88-1。歩道のポールとシニアカー</p> <p>3)植樹帯の除却について各自治会長様との協議はされていますか？。協議をされたとしましたら、いつ協議をされましたのでしょうか？。</p> <p>・平均寿命の伸びから、高齢化が進み、体力低下の高齢者も増加。歩行の途中で植樹枠の縁に座つて一息つかれる姿を見かけます。リハビリでの歩行者も。植樹帯を除却されるのであれば、寝たきり者が増えないように、外出歩行者支援のために座つて一息つけるような簡単なイス様(腰掛)の物の設置をお願いいたします。</p>	<p>平素は、市政発展のためにご協力いただき、厚くお礼申し上げます。令和7年10月27日に「市政に対するご意見・ご要望」でいただきました問い合わせについて、以下のとおり回答いたします。</p> <p>(1)暗渠について 糸田川上流暗渠の建設時期を担当部署に問い合わせたところ、平成17年に国から本市へ譲与されており、床版の設置等の詳細な時期は確認できませんでした。</p> <p>(2)地元への説明について 本工事の発注前と着手前に、周辺地域に対しては、以下のとおり自治会への説明と意見の徴収を行っております。 令和7年5月 工事及び植栽帯撤去について、地域の皆様からの意見徴収を山手地区連合自治会長に依頼させていただきましたが、工事及び植栽帯撤去に関する御意見等はございませんでした。 令和7年9月 工事内容や施工開始時期について山手地区連合自治会長及び片山地区連合自治会長に工事案内の送付と説明を行いました。また、近隣の単一自治会長にも工事案内の送付を行いました。さらに、工事開始直前には沿線の方々へ工事案内を配布し周知を図りました。これらの中でも工事及び植栽帯撤去に関する御意見等はございませんでした。</p> <p>(3)工事と警察協議について 本工事は、本市が策定した「吹田市バリアフリー基本構想」に基づき、現在歩道上に存在する植栽帯や単柱状の車止め(ポール)を撤去し、歩道の有効幅員を広げ、視覚障がい者誘導用ブロックを設置するものです。</p>	道路室	R7.10.27	R7.11.5

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>⇒添付画像。C88-1。高齢者腰掛。暗渠歩道 ⇒添付画像。C88-1。高齢者。糸田川沿い ⇒添付画像。C88-1。高齢者腰掛。豊津駅前</p> <p>4) 泉大津市で、暗渠・歩道の天板が破損落下で通行禁止に。糸田川暗渠も建設から50年ほど経過。大丈夫なのでしょうか? ⇒糸田川の暗渠の施設年を教えて下さい。</p> <p>⇒添付画像。C88-1。泉大津市の暗渠・歩道の天板が破損落下で通行禁止</p> <p>5) 現在の工事状況は、植樹枠内の土の除去作業。これから植樹枠の除去作業が始まると車道・歩道の安全確保が更に必要となります。</p> <p>⇒添付画像。C88-1。植樹枠除却作業。警備員不足。1名では車道の交互通行、歩道の誘導は困難だと思います。</p> <p>⇒添付画像。C88-1。植樹枠剪定・警備員不在。吹田警察署に道路使用の許可申請がされているのか疑問。</p> <p>・高齢者、児童の通学路、点字ブロックが有ることから視覚障害者などの通行時の安全確保が必要。</p> <p>※福祉部 障がい福祉室ならびに“安心安全まちづくり”の主管部の危機管理室に供覧を願います。</p> <p>※市議会の健康福祉常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※市議会の建設環境常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>新たに休憩できるようなベンチの設置につきましては、地元自治会からの要望があれば検討することも可能ですが、設置場所によってはベンチが交通阻害となることやベンチに人がとどまる事で生じる騒音やゴミ等の問題の起因となることもあります。道路管理者としましては、沿線や近くに公園や遊園がございますので、それらを休憩する場所として利用していただきたいと考えております。</p> <p>本工事の施工にあたり、交通誘導員の配置等は、吹田警察署と道路交通法第80条の規定に基づいた協議を行っております。</p> <p>以上、御理解のほど、よろしくお願ひいたします。</p>			
歩道のへこみ補修後のご対応について	<p>千里山佐井寺図書館向かいの歩道につきまして、復旧されましたが、車止めのポールについて、吹田市の担当者は確認されましたか?</p> <p>元々設置されていたポールと違うものになっています。</p> <p>元のポールに戻していただくようお願いします。</p> <p>ポールの太さも異なっています。</p> <p>仮のもので、後日、取り替えるのでしょうか。</p> <p>強度が気になるとの、景観が悪くなりました。</p> <p>ご対応、よろしくお願いします。</p>	<p>令和7年10月18日に吹田市道路室へ問い合わせいただきました件について回答いたします。</p> <p>千里山佐井寺図書館向かいの歩道部にある車止めポールについて現場を確認いたしました。</p> <p>現在、道路工事施行承認申請者に確認中でございます。</p> <p>お時間がかかってしまい申し訳ございませんが、確認ができ次第、改めて回答いたします。</p>	道路室	R7.10.20	R7.10.31

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C82-豊津駅前踏切に「非常時用押しボタン」の設置依頼の要請	<p>標題について、11日午後7時すぎ、上新庄の阪急京都線の踏切で、52歳の女性が特急電車にはねられて死亡されました。</p> <p>⇒添付画像。C82-上新庄の阪急京都線の踏切で人身事故ニュース・豊津駅前の踏切では、今年の6月に高齢者の方が踏切内に閉じ込められ、淡路方面行きのため電車は、出発待ちで駅員に助けられました。</p> <p>⇒添付画像。C82-豊津駅前踏切内、閉じ込め</p> <p>・豊津駅前の踏切では、先月に腰が曲がった手押し車の高齢者の方が踏切内に閉じ込められ、目の前でしたので遮断機の桿を持ち上げ、手助けができました。北千里行きの電車で手前の反対側で焦らずに対応ができました。</p> <p>⇒これが、北千里行きの線路の場合は、対応が出来たかは、疑問が残ります。</p> <p>1)この踏切には、非常時用の押しボタンが3か所しかありません。画像上の手前にも押しボタンが必要です。朝夕の通勤時間帯は列車の本数も多くなり、遮断機が上がった…と思ったら、直ぐにカクカク…と遮断機が降り始めます。高齢者には踏切を渡りきる時間があるように思えません。先ずは押しボタンの追加設置を阪急電鉄に申し入れをお願い致します。</p> <p>⇒添付画像。C82-豊津駅前踏切。非常時用押しボタン追加要</p> <p>※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※現地を見られる時は、朝よりも夕方のラッシュ時が高齢者の通行が見られます。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>阪急電鉄からの回答は以下のとおりでございます。</p> <p>このたびは踏切非常押しボタンの増設につきましてご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>当社では、関係法令および技術基準に基づき踏切道に対して必要数の踏切非常押しボタンを設置しております。踏切道両側の2か所に踏切非常押しボタンを配置しております。</p> <p>当該踏切道も同様となっており、当社線内の各踏切道との整合や施工計画上の理由から、現時点で踏切非常押しボタンの追加は難しい状況です。</p> <p>一方で、当社では踏切道の安全性向上策として、現行の障害物検知装置と比較して人を含む障害物をより細かい範囲で検知できる空間検知式の障害物検知装置の導入を、各踏切道の状況を踏まえた優先順位により進めています。</p> <p>いただいたご意見は重要なものとして記録し、空間検知式の障害物検知装置の導入までの期間については踏切非常押しボタンの視認性・案内性の改善等を検討いたします。</p> <p>また、当該踏切道の周辺環境の大幅な変化や設置基準の見直し等が生じた場合には、必要な対応を再検討してまいります。</p> <p>このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>	総務交通室	R7.10.15	R7.10.29

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について 8	<p>〈質問6-1〉出入口は特定公園施設か 公園の出入口が特定公園施設かどうかという件について、10月7日のメールで市から国土交通省に問い合わせた際の回答を送っていました。 市は国交省が「全ての出入口が特定公園施設ではないことは分かるはず」と説明したと書かれていますが、回答からはそうは読み取れません。</p> <p>国土交通省の回答にあったのは、ガイドラインと省令の以下の部分です。</p> <p>--</p> <ul style="list-style-type: none"> ・◇: 望ましい整備内容 ・都市公園移動等円滑化基準の第三条一号から第七号の基準に適合する園路及び広場を、「移動等円滑化園路」という。 ・移動等円滑化園路の考え方 ・◇: 可能な限り移動等円滑化園路を複数確保することが望ましい <p>(園路及び広場)第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。)第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>--</p> <p>以上から「全ての出入口が特定公園施設ではない」ことは導けません。市が主張している「起点」という言葉も出てきません。</p>	<p>〈回答6-1〉</p> <p>10月7日の回答に記載の、国土交通省から頂いた回答メールの内容と重複いたしますが、「バリアフリー法施行令」第3条における特定公園施設の定義、及び「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」第3条における園路及び広場の基準により、出入口と各公園施設との間の経路を構成する園路及び広場が特定公園施設となっており、出入口単独で特定公園施設として位置づけられないことがわかります。</p> <p>これが「すべての出入口が特定公園施設ではない」ことの根拠になります。</p> <p>〈回答6-3〉</p> <p>問題はないと考えております。 なお、今後、同じ内容の質問をいただいた場合については、説明の繰り返しとなることから、回答を差し控えさせていただきます。</p>	公園みどり室	R7.10.8	R7.10.21

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>そもそもガイドラインと省令から「全ての出入口が特定公園施設ではないことは分かる」のであれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私が最初に質問したときに市からそういう反論が来る筈 ・私が国交省に問い合わせて「出入口は特定公園施設に当たる」という回答が来る筈がない ・国交省のメールにそう断言した記載がある筈(現時点では吹田市が『国交省がそう言った』と証言しているだけ) <p>といった疑問点が浮かびます。これは不自然です。</p> <p>「すべての出入口が特定公園施設ではない」という根拠がない以上、私が国交省からいただいた「出入口は特定公園施設に当たる」という回答が有効になります。この点についてご見解をお示しください。</p> <p>-----</p> <p>〈質問6-3〉努力義務 吹田市が公園のバリアフリーの義務・努力義務履行状況を15年間「理由なく」調査して来なかった件について、市は「責任を取る必要があるのか判断できかねます」と回答しています。 これについて前回の電話で「この件は市役所として何ら問題ないと思えでしょうか?」と質問しましたが、ご回答いただいておりません。ご回答ください。</p>				
千里山西4-35の東の交差点で自転車通行違反	<p>千里山西4丁目35の東側にK字型の交差点があります。信号は歩車分離式になっていますが、ほとんどの自転車が車両用の信号ではなく歩行者用の信号で進行しています。</p> <p>そのため、横断歩道を横断している歩行者と垂直に交わります。ここは小学校の通学路であり、危険です。</p> <p>登校時に黄色い旗を持っている学童擁護員に話しましたが、「そんなんですよね~」と言うだけで自転車に注意しません。</p> <p>一度、警察官がいたため話ましたが、こちらも「そうですね」と言うだけで自転車に注意しませんでした。</p> <p>学童擁護員が警察に注意を徹底していただくか、「自転車は車両用信号に従ってください」という看板を設置するなどの対策をお願いいたします。</p>	<p>要望箇所の交差点について、頂いたご意見を吹田警察へ共有します。</p> <p>また、啓発看板の設置について、自転車は車道通行が原則ですが、歩道通行が認められている場合があり、歩道通行時は歩行者用信号に従う必要があるため、「自転車は車両用信号に従ってください」という看板の設置は困難です。代替案として、「自転車・歩行者は交通ルールを守って通行しましょう」等の電柱巻き付け式看板の設置を検討します。(担当:総務交通室)</p> <p>この度は、令和7年9月26日付のメールでいただいた千里山西4丁目35の東の交差点での自転車通行違反に関するご意見につきましては、児童の安全に関わる大変貴重なご指摘をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の交差点が小学校の通学路であり、多くの児童が利用する場所での危険な通行実態について、当該校の校長も把握しており、安全のための注意喚起を実施しております。</p> <p>当該箇所の安全対策、自転車の交通ルール遵守及びマナーの徹底につきましては、関係部署や警察と引き続き連携してまいります。</p> <p>ご理解・御協力の程、よろしくお願ひします。</p> <p>(担当:学校教育室)</p>	総務交通室、学校教育室	R7.9.26	R7.10.9

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C77-車用の信号が、一方向しかない3差路、4差路の通行方法の周知が必要。	<p>1)【3差路】 ・直線側には、車用の信号が有りますが(画像下)、分岐側から交差点に進入-右折または左折時には、車用の信号が有りません。有るのは歩行者用の信号(押しボタン式)のみ(画像上)です。 ⇒添付画像。C77-車用の信号が一方向。【3差路】 ・直線路の信号が緑でも、分岐側から車が進入してくることがあります、信号の手前で何らかの案内表示が必要だと思います。</p> <p>2)【4差路】 ⇒添付画像。C77-車用の信号が一方向。【4差路】 ・この交差点の車用の信号は、目の前の左右の道路のみで前進の信号は有りません。有るのは歩行者用の信号(押しボタン式)のみ。 ・暫くすると、目の前の左右の信号が赤に変わり、歩行者用信号が緑に変わり、車の運転手は前進できます。 ・画像の奥から、この交差点へ進入される運転手は、同様に困られると思います。</p> <p>3)【自動運転(無人)の車の動きは、どのようになりますか?】 ・私の車は、自動ブレーキ有りですが、前方の信号が緑に変わると、センサーが認識して「信号をご確認下さい」の音声による案内が有ります。 ・この交差点では、画像のように一つ先の信号が緑に変わり、車のセンサーが緑を認識して「信号をご確認下さい」の音声が…。しかし目の前の左右の信号が緑であることから、交差点内での衝突事故が発生することになります。 ⇒政府の自動運転の所管の部署に、このような交差点の場合での自動運転(無人)の車の動きがどのようにプログラムがされているのか、自動運転対応の可否について確認願います。</p> <p>※人事室および安心安全の街づくり宣言の担当部署の危機管理室に供覧を願います。 ※市議会の中の建設環境常任委員会委員長に供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)2)【3差路】【4差路】の交差点について 警察に通行方法を確認したところ、止まれの標識がある道路側について、車両は一時停止し、周辺の安全状況を確認して通行しなければならないとのことです。</p> <p>3)国土交通省近畿運輸局に確認したところ、無人での自動運転を実施するとなると、車載カメラのみでの運行は難しいため、交通状況や信号位置・現示などのさまざまな道路事情をシステム内に取り入れるしくみを整備する必要があるとのことです。以上より、現時点では当該箇所での無人で自動運転を実施することはできません。</p>	総務交通室	R7.10.3	R7.10.8
道端及び道路脇の雑草について	<p>岸部第一小学校付近及び、岸辺駅線路沿いの道(サッカー場の反対側の歩道)の雑草がかなり伸びており通行の妨げとなっています。</p> <p>雑草が刈られてもすぐに伸びてしまうため、道幅が狭く通行しにくく、危険となっているため雑草が生えている場所を埋めて道にしていただきたいと思っております。</p> <p>ご検討よろしくお願いします。</p>	低木等、植樹を植えている箇所については、埋めることはできませんが、岸辺駅線路沿いの道(サッカー場の反対側の歩道)については、雑草が生い茂っている部分を令和7年度より順次インターロッキング舗装に変える工事を実施する予定です。	道路室	R7.10.1	R7.10.7

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
歩道の凹みを補修してください	<p>場所は千里山佐井寺図書館の向かいの歩道です。 今年、できた新築住宅の玄関前です。 住宅の工事中に、車止めのポールが外されました。そのままの状態で放置されています。 インターロッキングブロックが撤去されたままなので、自転車が転ぶ、視覚障害者が転ぶなど、の事故が起きそうで、危ない状態です。早急に対応してください。 舗装の補修材で対応できると思います。</p>	<p>現地を確認させていただきました。 歩道の凹みについては、歩道舗装工事の申請による工事であり、事業者に早急に対応するように指導させていただきました。 また、歩道舗装の本復旧については10月中旬に施工予定あります。 ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>	道路室	R7.9.29	R7.10.3
C75-「メイシアター前のカーブミラーが劣化大で機能していません」	<p>メイシアター駐車場出口の前のカーブミラーの鏡面が劣化大で全く機能していません。10年以上経過と推測。 ⇒添付画像。C75-カーブミラー。メイシアター前 ⇒添付画像。C75-カーブミラー。鏡面劣化大-拡大 1)国道沿いの側道は、視界を遮るものが無く、視界は良好でありこのカーブミラーは、メイシアター駐車場の出口から、車が側道に出るときの為のものと考えます。※画像-下 ・カーブミラーが有ると運転者は、無意識にカーブミラーを見る…という一時的な脇見になると思います。 2)このカーブミラーは、車でのメイシアター利用者のためだと思いますので、無用であれば撤去を検討されませんでしょうか?。ポールの錆も目立ち始めており、加えて地際は今年の酷暑時期でも常に繁茂した植物に覆われており湿潤状態。⇒他市のように、ある日“ポキッ”となる可能性も…。 3)吹田市は、“安心安全のまちづくり宣言”をされています。メイシアターの職員ならびに、市庁舎への車で出入りをされる後藤市長様、市議会議員の皆様、各部局長様、危機管理室や市職員の方々が何故気づいて行動をおこされないのか疑問。 ※危機管理室、人事室および市議会の中の文教市民常任委員長に供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>当該ミラーについて、現地確認を行ったところ、吹田市で設置及び管理しているものではないため、補修することはできません。当該敷地を管理しております大阪府(茨木土木事務所)へご要望内容を報告いたします。</p>	道路室	R7.9.29	R7.10.3

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C72-「秋の全国交通安全運動」の取組みについて市HPでの周知が必要。	<p>毎年の「秋の全国交通安全運動」が令和7年9月21日(日)から9月30日(火)まで実施されます。また9月30日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。</p> <p>1)標題について、他市(西宮市、尼崎市、豊中市、池田市、摂津市、茨木市、高槻市)ではHPで周知がされており、吹田市に於いても安全施策の取組について周知が必要だと思います。</p> <p>・全国台での取り組みの紹介。大阪府では“二輪車の交通事故防止”が重点取組です。またチラシには、令和8年4月1日より、道路交通法が改正され、自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が適用されます…の記載があり、周知が必要。</p> <p>→添付画像。C72-秋の全国交通安全運動。高槻市のHP。9月18日</p> <p>2)吹田市の自転車走行の現状については、令和6年11月1日から道路交通法が改正され、自転車の危険な運転に新たに罰則が強化され、11か月が経とうとしていますが、画像のように車道の自転車通行帯(青色の矢羽根マーク)が整備されていますが、歩道を多くの自転車が逆方向の走行。来年4月からの(青切符)が適用されますが、後6か月間での定着は困難と思われます。</p> <p>→添付画像。C72-秋の全国交通安全運動。吹田市の自転車走行の現状(9月撮影)</p> <p>→添付画像。C72-秋の全国交通安全運動。吹田市の自転車-信号無視</p> <p>・吹田市と吹田警察署でどのような協議をされて、どのような活動をされているのか分かりませんが、ご苦労さまです。</p> <p>3)後藤市長様が、6月25日に「交通事故をなくす運動」の総会に出席をされていますが、どのような会議体なのでしょうか。吹田市・行政の会議体なのか、民間主体の会議体なのか?また総会での議決事項など教えて下さい。検索してもヒットしませんでした。</p> <p>※人事室、危機管理室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)吹田市ホームページ内、総務交通室のページにおいて周知、公開の準備をしたところ、ページ公開手順に手違いがあったため、実施期間以前に公開できませんでした。実施期間初日を過ぎましたが、公開手順を確認し、9月24日(水)より公開いたしました。</p> <p>2)令和8年4月1日から、自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度(いわゆる「青切符」制度)を導入すること等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」が施行されるにあたり、大阪府、大阪府警察本部より府内各自治体へ、府民への周知、広報啓発活動への取り組みに関する説明会が実施されます。大阪府、大阪府警察本部の方針を確認したうえで、法律施行までの期間は、市民への周知、啓発に努めてまいります。</p> <p>3)「交通事故をなくす運動」吹田市推進協議会は、行政機関(吹田市、吹田市議会、吹田市教育委員会、吹田警察署ほか)、交通事業者の駅・営業所(JR西日本吹田駅、阪急電鉄淡路駅、阪急バス吹田営業所ほか)、各種団体(吹田交通安全自動車協会、吹田商工会議所、地区連合自治会ほか)が構成団体となっています。</p> <p>活動内容は、吹田市における「交通事故をなくす運動」の企画並びに連絡調整をはかり、この運動の市民全般への効果的浸透を推進し、市民生活をおびやかす交通事故の絶滅を期することを目的とするものです。</p> <p>6月25日開催の総会での議決事項は以下の報告、提案の承認です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 事業報告 ・令和6年度 会計報告 ・令和7年度 事業計画(案) ・令和7年度 予算案 ・役員の改選 	総務交通室	R7.9.22	R7.9.30
C55-市HPに掲出の「第11回吹田市地域公共交通協議会」のタイトルに提言。	<p>標題について、8月18日の新着情報に掲出されました。このタイトルでは、開催案内なのか、開催結果なのかが分かりません。</p> <p>→添付画像。C55.交通協議会。新着情報。8／18</p> <p>1)タイトルに“開催結果”または、“議事要旨”を付記されれば、分かり易かった。</p> <p>2)サイトを開くと、3月19日に開催済みであり、議事要旨は添付がされていますが、約5か月が経過。遅いように思えます。</p> <p>→添付画像。C55.交通協議会。サイト。8／18。開催は3月19日に</p> <p>※広報課に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)タイトルについて…ご指摘の通り、現在のタイトルでは更新内容が不明瞭であるため、今後タイトルに留意して更新して参ります。</p> <p>2)議事要旨の公開時期について…議事要旨は、「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の考え方について」(平成12年3月8日制定、平成29年4月7日改正)に定められております時期を目途に、令和7年4月17日に既に更新手続きを終えております。更新日が8月18日となっておりますのは、資料の誤字につきまして8月18日に一部訂正したからでございます。</p>	総務交通室	R7.9.8	R7.9.22

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C60-市HPに掲出の「第12回吹田市地域公共交通協議会」のタイトルに提言。	<p>標題について、9月3日の新着情報に掲出されましたが、このタイトルでは、開催案内なのか、開催結果なのかが分かりません。 ⇒添付画像。C60.第12回吹田市地域公共交通協議会。新着情報。9/3 1)サイトを開くと、8月26日に開催済みであり、タイトルに工夫が必要。 ⇒添付画像。C60.第12回吹田市地域公共交通協議会。サイト。8/26開催済み 2)議事要旨の添付が無く、市HPへの掲出の目的が分かりません。議事要旨の報告をお願いいたします。 ※広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)タイトルについて…ご指摘のとおり、現在のタイトルでは更新内容が不明瞭であるため、「第12回吹田市地域公共交通協議会」ではなく「第12回吹田市地域公共交通協議会を開催致しました」等の文言へ今後、変更して参ります。</p> <p>2)議事要旨に関して…「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の考え方について」(平成12年3月8日制定、平成29年4月7日改正)において定められております時期を目途に公開予定でございます。</p>	総務交通室	R7.9.10	R7.9.22
C57-「山の谷川添いで樹木が背丈の高さ。通学路で危険」速やかに伐採要	<p>山の谷川添いの道路で、山手小学校の少し北で樹木が背丈の高さまで繁茂が2か所。カーブ地点でもあり、見通しが悪く車が見えません。メイン通学路の一つでもあり危険。速やかに伐採要。 ⇒添付画像。C57-山の谷川添い。樹木茂り危険-1 ⇒添付画像。C57-山の谷川添い。樹木茂り危険-2 ・被害者にならないためにも、加害者にならないためにも、皆が早く気づいて欲しいです。 ※山手小学校、人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。議員の方、市職員の方もこの前を通られる事から、早くに気づいて欲しかったです。 ※写真については、公表しておりません。</p>	9月17日に樹木の撤去処理が完了しました。 ご要望ありがとうございました。	道路室	R7.9.8	R7.9.18
C59-「しろやま公園のトイレの屋根上に設置の太陽光パネルの方向が変！」	<p>しろやま公園のトイレの屋根上に設置の太陽光パネルは3基設置されていますが、真ん中のパネルの方角が両端のものと異なります。 ⇒添付画像。C59-公園トイレの太陽光パネルの角度が変。 ・人為的なものか、それとも取り付け金具の異常なのか、台風時期でもあり、速やかに調査されたし。 ・真ん中のパネルの方角が、R5年11月時とR7年8月時で更に変化しています。 [追伸] :R5年11月時には、少年3人が屋根上に上がって遊んでいました。 ・何らかの不具合があり、改修をされたのなら改修後の画像を、回答時に添付願います。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>この度は、岸部新町しろやま公園の太陽光パネルにつきまして、ご通報いただきありがとうございました。 現地確認し、トイレの上に設置されている太陽光パネル3基のうち、方向が変わっていた真ん中のパネルの向きを修正いたしました。写真を添付させていただきます。 引き続き、吹田市の安全安心に努めてまいりたいと思いますので、お気づきの点がございましたらご連絡いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	公園みどり室	R7.9.9	R7.9.18

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C53-市HPに掲出の「工事情報を更新しました。」のタイトルに疑問。	<p>表題について、8月5日の新着情報に掲出されましたが、“工事情報”…って、道路・水道・下水・公園・建築(市庁舎、公共施設屋内・外)、緊急度など、いろいろな場面があります。市HPに掲出された部署は、誰に(市民・事業者・入札業者)、何を伝えようとされましたのでしょうか?。 ⇒添付画像。C53-工事情報を更新の新着情報8／5。8月24日時点の位置 1)下水道部は、タイトルには、具体性を持たせて、対象者に分かりやすくされる事が必要と思います。 ⇒添付画像。C53-工事情報を更新のサイト情報8／5 2)市HPに掲出されるに際して、上席者の決済を受けられましたか? 3)添付画像は、8月24日の新着情報の最下段に近い位置です。約20日間このタイトルで市HPに掲出されたままで、修正がされていません。後藤市長様、市議会議員の皆様、各部局長、市職員の方々は、吹田市のHPを見ておられないのでしょうか?。見ておられたら下水道部に情報提供されている筈。⇒吹田市の業務運営に対して市民の信頼度が低下が懸念。 ※広報課、人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>下水道部においては、市民の皆様に管路保全室が実施している工事の名称、場所、工期及び担当部署をお知らせするために、ホームページに掲載しています。 本年度においては8月5日に更新し、工事発注にあわせて工事情報を追加掲載しているところです。 御指摘いただきました8月5日に掲載した工事情報は、公開承認者の決裁を受けたものですが、新着情報のタイトルは「工事情報を更新しました。」となっており、何の工事なのか分からぬものになっていました。御不便をおかけし、申し訳ございません。 なお、8月15日以降に更新した工事情報につきましては、新着情報のタイトルを「下水道管路等の工事情報を更新しました。」に改めまして更新しているところです。 今回いただきました御意見を真摯に受け止め、より分かりやすく市民の皆様にとって使いやすいホームページを目指してまいります。</p>	管路保全室	R7.9.5	R7.9.12
自転車置き場について	<p>JR吹田岸辺駅の一般自転車置き場が少なすぎて停めることが出来ませんでした。午前9時に行くと停める所がなく駐輪場の人人に聞いても「ありません」としか言われず途方にくれました。電車に乗ることも出来ませんでした。 どこに停めれば良いですか？駐輪場を増やして下さい。</p>	<p>JR岸辺駅周辺について、主に自転車駐車場整備センターが運営しております自転車駐車場は午前9時ごろには、満車となっております。 現在、新しく自転車駐車場を設置できる土地を探しているところではありますが、見つかっていない状況です。 JR岸辺駅北側については、ビエラ岸辺の線路側にあります民間運営の一時置場のご利用や公共交通機関のご利用をご検討くださいますようよろしくお願ひいたします。</p>	総務交通室	R7.9.8	R7.9.10

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
山田駅東公園 ペットの排泄物 放置について の要望	<p>拝啓 平素より市政の運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、山田駅東公園において週に数回、同じ場所、かなり邪魔な場所にペットの排泄物が放置されている状況が見受けられます。特定の利用者によるものと思われますが、現状では口頭での注意や掲示のみでは改善が見込めない状況です。</p> <p>地域住民の衛生環境や公園の利用環境を守るために、下記のような具体的な対策を早急にご検討いただきたいとお願い申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放置防止のための罰則や厳格なルールの設定と明示 ○公園内での注意喚起看板の設置・更新 ○必要に応じた防犯カメラの設置による抑止効果の活用 <p>子どもや多くの市民が安心して利用できる公園環境を維持するため、せひともご対応をお願い申し上げます。</p> <p>何卒よろしくお願ひ申し上げます。 敬具</p>	ペットの排泄物の放置につきましては、関係部署との連携を図ってまいります。また、当該公園での状況確認も行いましたので注意喚起の看板設置を進めてまいります。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R7.8.25	R7.9.4
吹田駅一時駐輪場について	吹田駅東口の一時駐輪場の数が少なすぎます。平日ですと遅くとも9時ごろには満車となり、1日満車が続きます。改善いただきたいです。	JR吹田駅周辺について、新しく自転車駐車場を設置できる土地を探しているところではありますが、見つかっていない状況です。今まで、自転車を利用をされなかった方等が利用されるようになり、利用台数が増加しておりますので、 徒歩圏内の方には利用を控えていただく等のご協力を呼び掛けております。 今後も引き続き、自転車駐車場用地の確保に向け努力してまいります。 お手数ではございますが、満車の場合には、メロード地下や駅南側の自転車駐車場をご利用頂きますようよろしくお願ひいたします。	総務交通室	R7.8.26	R7.9.4

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C47。「いずみの園公園」の樹木の枝が道路に飛び出して危険。伐採要す。	<p>メイシアター前の“いずみの園公園”の樹木の枝が、道路・片側車線の中程まで飛び出して自転車走行の方は、顔に当たります。避けようとして急に右へ(車道中央へ)寄った時に後方から車が来た時には、人身事故の恐れあり。危険です。</p> <p>⇒添付画像。C47-いずみの園公園。樹木の枝飛び出し。 ・この道路は、毎日、朝夕に多くの市職員の自転車での通勤路です。加えて市駐輪場の前です。</p> <p>1)樹木の枝がこのようになるまで、市の職員の方々は、関係先に誰も情報提供をされないのでしょうか?。市職員関係者に市所管設備の異常発見時のルールは、ありますか?。また周知はされているのでしょうか? 2)吹田市は、メイシアターでの会議、セミナーなどのイベント開催時には、市庁舎から出向かれます。この時、駐輪場前から公園への横断歩道を渡る時には、車の有無の左右確認をされる時に、樹木の枝の飛び出しに気づいておられる筈。 3)“いずみの園公園”的管理者は、メイシアターですか?。それとも公園みどり室ですか? ※危機管理室および人事室そして、市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)2)について この度は、いずみの園公園の樹木のはみ出しにつきまして、ご通報いただきありがとうございました。現地確認し、支障となる枝の剪定を実施しました。</p> <p>公園樹木を含め施設の巡回を実施しておりますが、市内に500箇所以上ある公園や遊園、緑地など現状把握が行き届いていないところもございます。市職員で異常を発見した際は、府内関係機関で情報共有に努めておりますが、市民の方々からの情報提供が最も多く、とても感謝している次第であります。</p> <p>引き続き、吹田市の安全安心に努めてまいりたいと思いますので、お気づきの点がございましたらご連絡いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>3)について いずみの園公園は土木部公園みどり室で管理しております。</p>	公園みどり室	R7.8.28	R7.9.3
C45。「阪急電車高架橋脚前の自動車の衝突防止のための反射板が雑草により機能せず」。	<p>南千里駅北の「済生会千里病院」前の交差点内の阪急電車高架、橋脚前に自動車の衝突防止のための反射板がありますが、手前の草が伸びて、反射板を遮り機能していません。⇒除草が必要。</p> <p>⇒添付画像。C45-南千里、阪急電鉄の橋脚前の反射板。植物が遮蔽 ※吹田市の道路管理庁舎の近くです。毎日のように業務での自動車で通行しておられるのなら、気づいてほしい事象です。 ⇒回答時に、除草後の画像を添付願います。 ※危機管理室および教育委員会に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>C45。「阪急電車高架橋脚前の自動車の衝突防止のための反射板が雑草により機能せず」について、支障木を8月28日に撤去いたしました。</p> <p>作業後写真も添付しています。 ご要望ありがとうございました。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	道路室	R7.8.27	R7.8.28
手すり設置の御願い	千里南公園の北東側の階段上に5種類の運動器具が設置されていますが、階段が変形丸石の為、7段の階段でも老人には大変に危なしかしい階段です。丸石につまずいて転倒された話も聞きます。 そこで、転倒防止の為、階段に手すりの設置をよろしくお願ひいたします。	市内の公園においては、バリアフリー上必要な階段やスロープに優先して手すりを設置しております。 ご要望いただいた千里南公園の健康遊具ゾーンについては、幅広い世代での利用者も多く、立地など周辺の状況から判断し、階段への手すり設置について前向きに検討させていただきます。	公園みどり室	R7.8.4	R7.8.15

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
歩道にはみ出している木について	<p>佐井寺南が丘公園の北側、○○と○○の間に位置するマンション(○○)敷地内の樹木が歩道へ大きく張り出し、通行が困難な状況となっています。</p> <p>交差点に面していて、なおかつ自転車利用者も多いため、信号待ちの自転車と張り出した枝葉が重なり、歩行者が通れなくなることが度々あります。特に枝がかなり低い位置まで垂れ下がっており、小さな子どもの目に触れる可能性もあり危険に感じています。</p> <p>市の管理外かと存じますが、当該マンションの管理会社等へ剪定の指導をしていただけませんでしょうか。</p>	現地確認し、既に当該の樹木は剪定されていました。	道路室	R7.8.1	R7.8.6
○○の前の路上駐車について	<p>○○の前を通りかかる際、店舗利用客と思われる車両による路上駐車が頻繁に見受けられます。</p> <p>同店は交差点に面しており、入口の前の路上駐車は「交差点から5メートル以内は駐停車禁止」とされている道路交通法に反している可能性がある状況です。</p> <p>また、この道路は下り坂となっており、通行車両にとって大変危険な状態だと感じています。</p> <p>店舗への指導や現地での見回り、警察との情報共有等をしていただけないでしょうか。</p>	<p>ご指摘の○○前道路の路上駐車につきましては、道路交通規制を所管する吹田警察署に情報提供を行い、また当店舗に対しても改善策を講じるよう求めてまいります。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただきまことにありがとうございました。</p>	総務交通室	R7.8.1	R7.8.5